

事務所通信

当事務所は認定経営革新等支援機関です

智創税理士法人 広島事務所

〒722-1115 広島県世羅郡世羅町西神崎958番地の1

TEL 0847-22-3211 FAX 0847-22-3213

E-mail apollon@tkcnf.or.jp(所長用)

mmc.matsuura@tkcnf.or.jp(事務所用)

URL <http://www.matsuura-apollon.jp>

4

令和7年
2025

経営

面倒な入力作業にさよなら
「デジタルインボイス」で手間いらず!

税務

令和7年度税制改正のポイント
資産形成の一助に! 知っておこう「iDeCo」の改正

法務

法務局が保管! 安心して遺言書を残せる
「自筆証書遺言書保管制度」

トピック

全企業が対象! 4月1日から「65歳までの雇用確保」が完全義務化

今月のことば

さあ がんばろうぜ!

「俺たちの明日」
エレファントカシマシ

Yuki Sugiyama

面倒な入力作業にさよなら 「デジタルインボイス」で手間いらず!

インボイス制度の開始で売り手・買い手双方に留意すべき点が増えた請求業務。社内外の関係者とのやりとりも多く、人為的ミスが起きやすい業務の1つです。「デジタルインボイス」を中心としてデータ連携させれば、売り手・買い手の双方で「手間いらず」な請求業務が実現します。

売り手と買い手の双方にメリットがある! データ連携で人の手を介さない請求業務へ

パソコンや会計システム等の活用で、中小企業でも経理業務の電子化・効率化は、ある程度進んできました。請求業務においても、「印刷」「封入・投函」といった手作業が必要な紙の請求書から、PDF等の電子データでやりとりすることが増えています。

ところが、そのような請求書のやりとりは、実は受け取り側（買い手側）にとってはそこまで効率化につながっていないのが実情です。

それは、①受け取った請求書の内容を自社のシステムに入力し直す必要がある②紙・PDF等、取引先によって混在している発行方法に対応する必要がある——といったことが背景にあります。そのため、請求書の受領から支払まで、結局、目視によるチェックや手入力の必要性は残ったままでした。

こうした課題を解消できるのが、「デジタルインボイス」です。デジタルインボイスとは、請求書の発行から受領まで、一切人の手を介さずに、売り手と買い手のシステム間で直接データを連携させて自動処理する仕組みで

図表 “未来”の請求業務——「デジタルインボイス(ペパロインボイス)」を中心としたデータ連携が進むとこう変わる!

A社(売り手側)

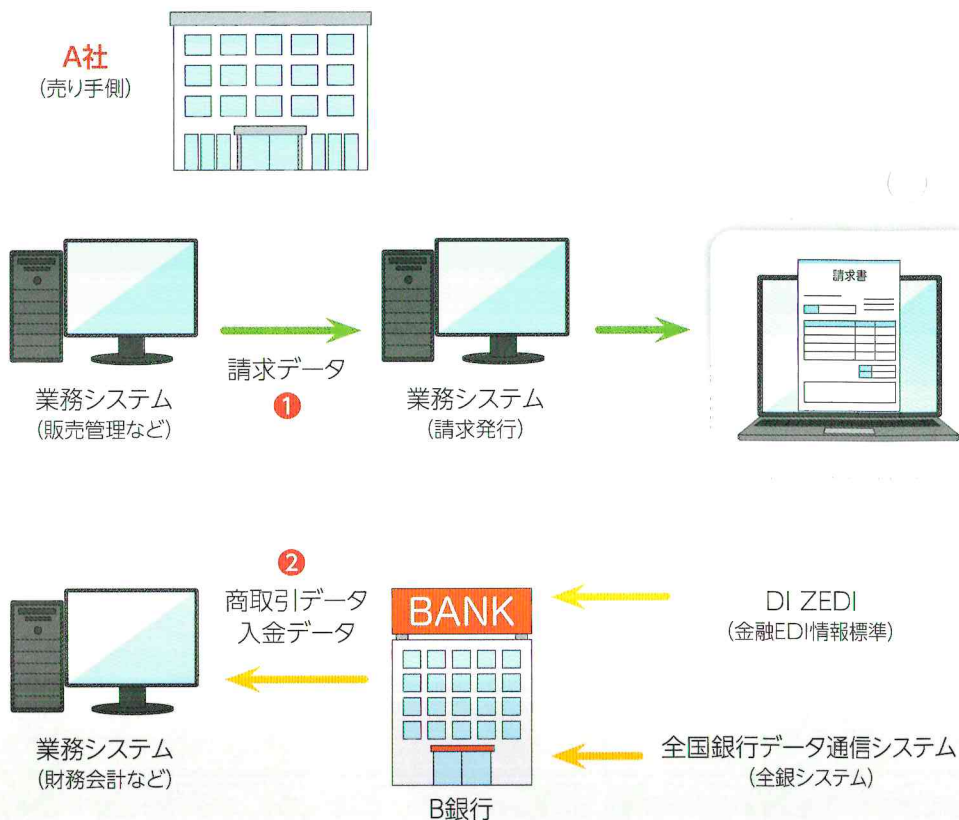
①「請求書発行」がミスなく進む!

売上伝票のデータを読み込んで、自動で請求書発行と仕訳生成が可能。入力業務の省力化と、発行時のミス・モレ防止が実現。

②「入金消込」が手間いらずに!

商取引データ(請求データ)と結びついた入金データを取得することで、入金消込が自動で完了。

紙の請求書を作成・発行する必要がなくなり、データで送信できるので業務効率が進む!



す。PDF等の電子データとは異なり、送信者や金額等の情報が100%の精度で解析され、その後の作業が自動処理されるという特徴があります。

業務をより効率化し、時間外労働の抑制や人手不足に対応していく上でも、デジタルインボイスへの対応は必要不可欠といえます。

インボイス制度にも対応! 「ペポルインボイス」のメリットは?

請求書をはじめとした電子文書の送受信に関する国際標準仕様に、「ペポル (Peppol)」があります。ペポルは30か国以上で採用されており、このペポルのネットワークを通してやりとりするデジタルインボイスを「ペポルインボイス」といいます。ペポルインボイスには次のようなメリットがあります。

①売り手・買い手の双方で、請求書の発行・

受領に関わる作業工数が削減できる（書類の印刷やPDF等の入出力が不要に）

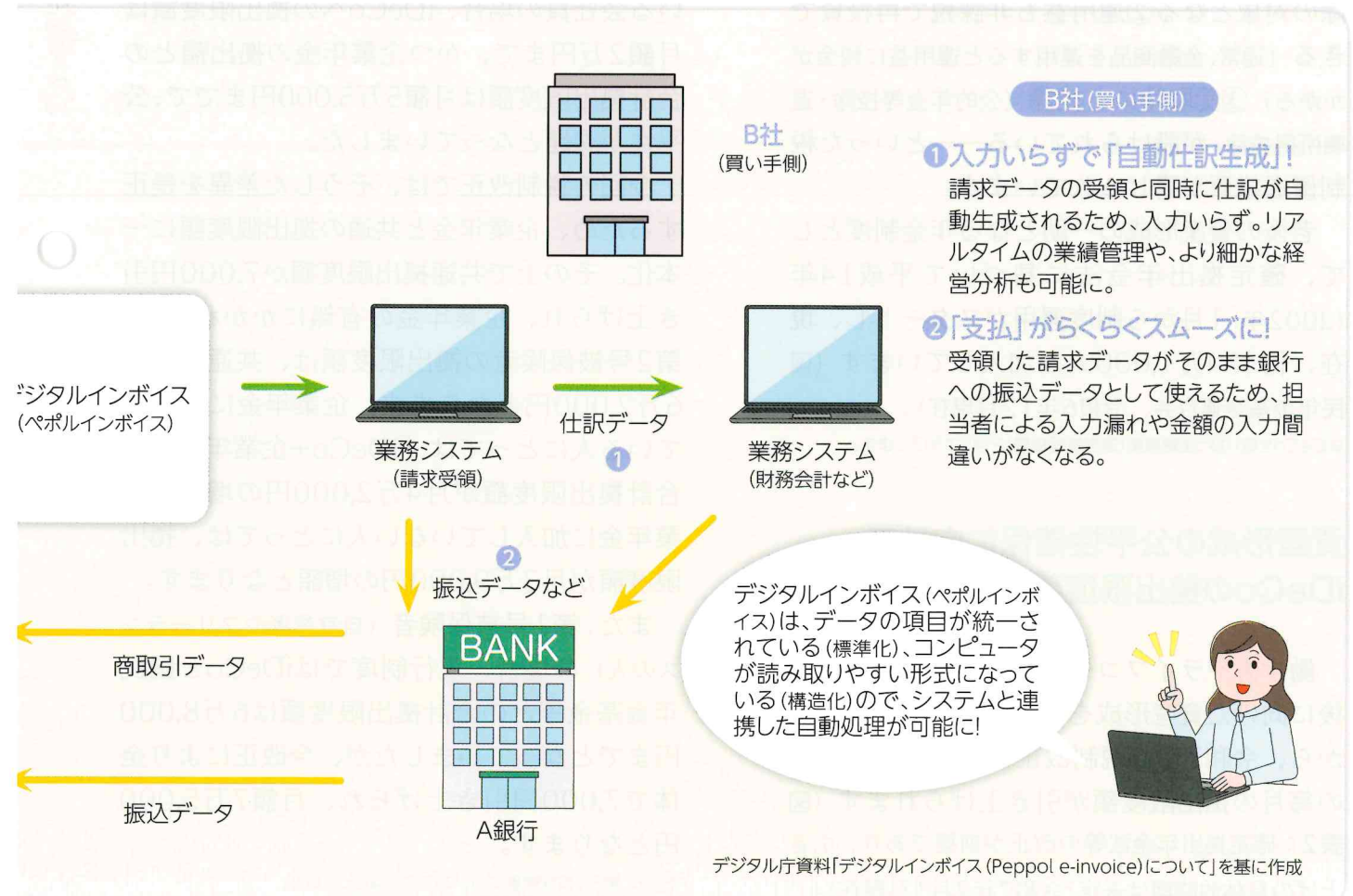
②ペポルに対応しているシステムを利用することで、異なるシステムのユーザーと、データを直接やりとりできる

③システム間でのデータ連携が容易なため自動処理が進み、人為的なミスが削減できる

④インボイス制度の記載要件を満たしていないと請求書が発行できないため、記載要件が網羅されているかの確認が不要になる

ペポルインボイスを利用するには、ペポルネットワークに参加するための手続き（ペポルIDの取得等）が必要です。また、TKCシステム（FXクラウドシリーズ、SXシリーズ等）はペポルに対応しています。

TKCグループホームページ
「ペポっていこう。」
(令和7年2月1日現在)



デジタル庁資料「デジタルインボイス (Peppol e-invoice)について」を基に作成

令和7年度税制改正のポイント 資産形成の一助に! 知っておこう「iDeCo」の改正

将来の老後資金を自身で積み立てて育てる年金制度、個人型確定拠出年金「iDeCo」(イデコ)。

令和7年度税制改正において見直されたポイントを解説します。

※本稿は、「令和7年度税制改正の大綱」(令和6年12月27日閣議決定)に基づいています。

自分で選んで、自分で育てる私的年金 そもそも「iDeCo」ってなに?

iDeCo(個人型確定拠出年金)とは、国民年金や厚生年金等の公的年金に上乗せする年金制度の1つです(図表1)。

加入*は任意で、加入者は、自身で設定した掛金を拠出し、その掛金を元手に自ら選んだ金融商品で運用。運用益を含めて積み立てた年金資産は、原則60歳から受け取ることができます。

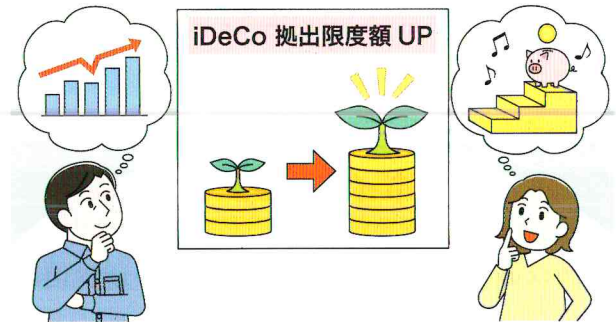
iDeCoは、①拠出した掛金の全額が所得控除の対象となる②運用益も非課税で再投資できる(通常、金融商品を運用すると運用益に税金がかかる)③受取時にも控除(公的年金等控除・退職所得控除)が設けられている——といった税制優遇措置が講じられています。

老後の資産形成の一助となる年金制度として、確定拠出年金法に基づいて平成14年(2002年)1月から制度運用がスタートし、現在、約354万1,000人が加入しています(国民年金基金連合会、令和6年12月現在)。

※iDeCoを取り扱う金融機関(運営管理機関)を通して加入します。

資産形成の公平性確保に向けて iDeCoの拠出限度額が引き上げ

働き方やライフコースが多様化する中、老後に向けた資産形成をより一層促進する観点から、令和7年度税制改正において、iDeCoの毎月の拠出限度額が引き上げられます(図表2:確定拠出年金法等の改正が前提であり、引き上げの具体的時期は未定/令和7年2月1日現在)。



現行制度では、第2号被保険者(会社員等)の場合、勤務先の企業年金(企業型確定拠出年金:企業型DC)の有無によって拠出限度額に差があります。企業年金に加入していない会社員の場合、iDeCoの拠出限度額は月額2万3,000円まで。そして、企業年金に加入している会社員の場合、iDeCoへの拠出限度額は月額2万円まで、かつ企業年金の拠出額との合計拠出限度額は月額5万5,000円までで、公平性が課題となっていました。

今回の税制改正では、そうした差異を是正するため、企業年金と共通の拠出限度額に一本化。その上で共通拠出限度額が7,000円引き上げられ、企業年金の有無にかかわらず、第2号被保険者の拠出限度額は、共通で月額6万2,000円となります。企業年金に加入している人にとっては、「iDeCo+企業年金」の合計拠出限度額が月4万2,000円の増額、企業年金に加入していない人にとっては、拠出限度額が月3万9,000円の増額となります。

また、第1号被保険者(自営業者やフリーランスの人)の場合、現行制度ではiDeCoと国民年金基金等との合計拠出限度額は6万8,000円までとなっていたましたが、今改正により全体で7,000円引き上げられ、月額7万5,000円となります。

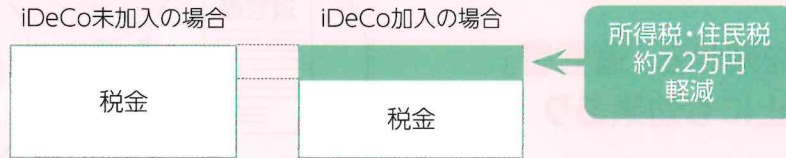
※なお、第3号被保険者についての改正はありません。

図表1 iDeCo (個人型確定拠出年金) の特徴

● 税制優遇がある

【拠出時】 iDeCoの掛金は全額が所得控除の対象(小規模企業共済等掛金控除)。所得税・住民税が軽減される。

(例) 年収650万円の人の場合
給与所得控除等を引いた額が約400万円として、
毎月2万円拠出したとき(イメージ)



所得税および復興特別所得税の合計税率を20%、住民税率を10%として計算

【運用時】 運用益は非課税で再投資できる(iDeCoの運用資産に対する課税は停止中)。

【受給時】 受け取る年金は、公的年金等控除の対象(iDeCoを一時金で受け取る場合は、退職所得控除の対象)。

- 毎月5,000円から1,000円単位で始められる
- 定期預金・保険商品・投資信託などの運用商品の中から自由に組み合わせて運用できる
- 運用商品を途中で変えられる
- 転職・退職や結婚しても年金資産を持ち運べる
- 基本的に60歳まで引き出せない

シミュレーションは
こちらから
国民年金基金連合会
「iDeCo公式サイト」
かんたん税制優遇シミュレーション」
(令和7年2月1日現在)

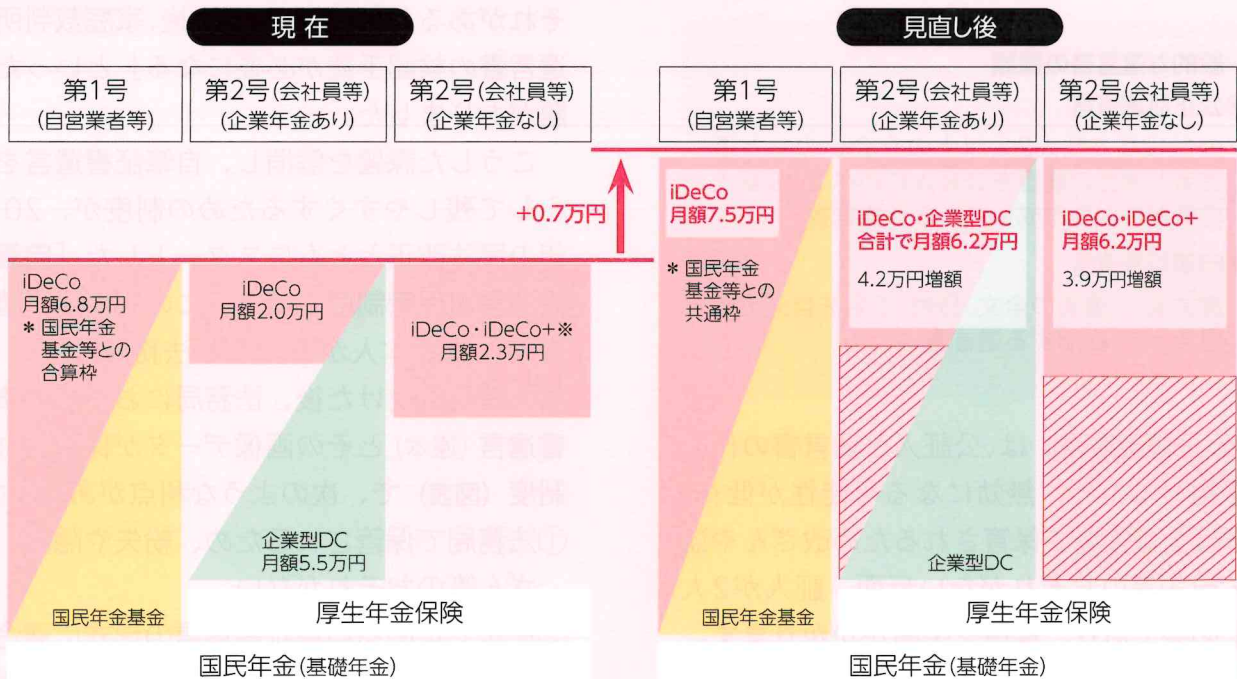


iDeCoについて詳しくはこちらから
国民年金基金連合会
「iDeCo公式サイト」
(令和7年2月1日現在)



国民年金基金連合会「マンガでわかる! iDeCo」等を基に作成

図表2 令和7年度税制改正におけるiDeCoの拠出限度額の引き上げ



※「iDeCo+」(iDeCoプラス)とは、企業年金(企業型確定拠出年金・確定給付企業年金・厚生年金基金)を実施していない従業員300人以下の中小企業の事業主が、従業員の老後の所得確保を支援できるよう、iDeCoに加入している公的年金の厚生年金被保険者である従業員が拠出するiDeCoの掛金に上乗せして、事業主が掛金を拠出する制度です。

厚生労働省「令和7年度税制改正に関する参考資料」(令和6年12月)を基に作成

法務局が保管! 安心して遺言書を残せる「自筆証書遺言書保管制度」

「自分の財産を誰にどれだけ残すのか」という意思表示を、生前に書面として残したものが遺言書です。その大切な遺言書を、長期にわたり大切に保管するための制度の1つに、「自筆証書遺言書保管制度」があります。

自身の生前の意思を残せる「遺言書」 相続人間の争い防止にも効果あり

亡くなった個人の財産は、遺言書がない場合、相続人全員の話し合いによってその分け方が決められることとなります。「遺産分割で争いになるのを避けたい」「法定相続人以外にも財産を残したい」等の意思や思いがあるのであれば、その意思等を「遺言書」として書面に残しておきましょう。

一般的に用いられる遺言書には「公正証書遺言」「自筆証書遺言」があり、いずれも民法が定める一定の形式に基づいて作成されなければ、法律上の効果は生じません。

一般的な遺言書の種類

●公正証書遺言

公正役場で証人2人以上の立会いのもと遺言者が遺言の趣旨を公証人に述べて、公証人の筆記により作成してもらう遺言書

●自筆証書遺言

遺言者が、遺言の全文、日付、氏名を自分で書き、押印する遺言書

「公正証書遺言」は、公証人が遺言書の作成を手掛けるため、無効になる可能性が低く、原本は公正役場で保管されるため改ざんや盗難・紛失等のおそれがない反面、証人が2人以上必要であり、費用や手間がかかります。

「自筆証書遺言」は、遺言の全文はパソコンや代筆での作成は認められず、自筆でなければなりません。2019年の民法改正により、遺言書に添付する「財産目録」は、パソコンや代筆での作成が可能となっています。



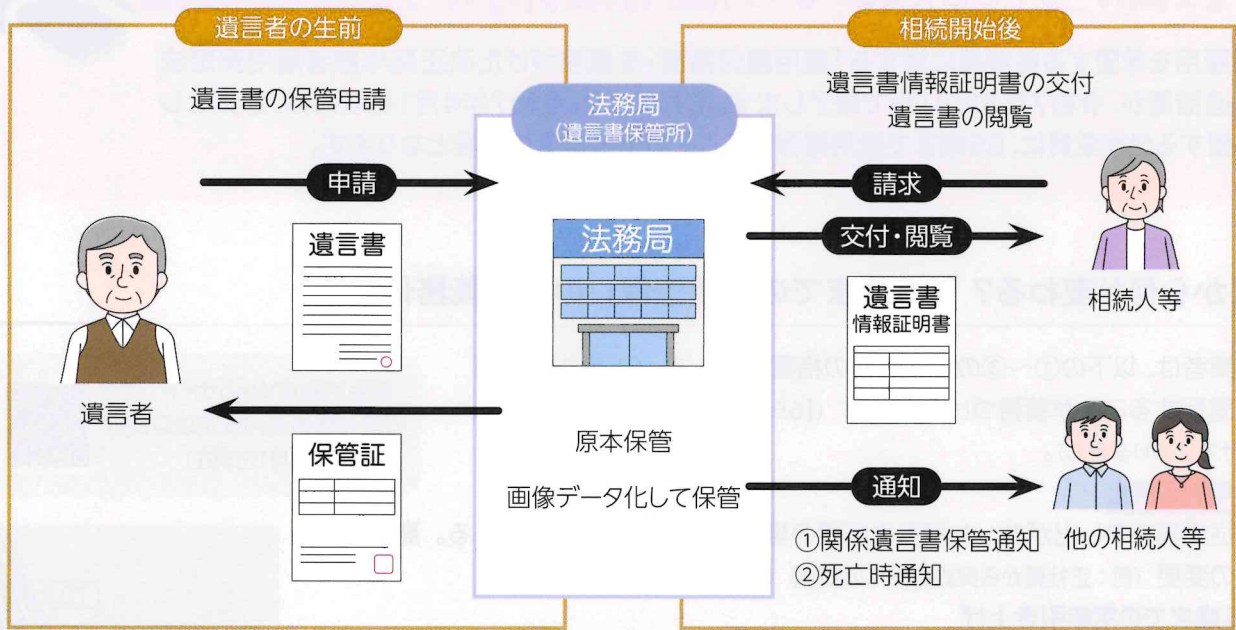
法務局が原本と画像データを保管 紛失・改ざん等のおそれがなくなる

自筆証書遺言は、作成に費用がかからず、いつでも手軽に書き直せる一方で、「一定の要件を満たしていないと、遺言が無効になる」「紛失したり、遺族が遺言書の存在に気づかなかったりする」「破棄、隠匿、改ざんされるおそれがある」「遺言者の死亡後、家庭裁判所で遺言書の検認手続が必要になる」といった課題がありました。

こうした課題を解消し、自筆証書遺言を安心して残しやすくするための制度が、2019年の民法改正とともにスタートした「自筆証書遺言書保管制度」です。この制度は、遺言書の作成者本人が遺言書を法務局に持参し、本人確認を受けた後、法務局において自筆証書遺言（原本）とその画像データが保管される制度（図表）で、次のような利点があります。

- ①法務局で保管されるため、紛失や隠匿、改ざん等のおそれがない。
- ②民法で定める自筆証書遺言の形式に適合するかについて法務局が確認するため、外形的なチェックを受けられる（ただし、遺言書の有効性を保証するものではない）。
- ③遺言者が亡くなったときに、あらかじめ指定された人に法務局から遺言書が保管され

図表 「自筆証書遺言書保管制度」の仕組み



政府広報オンライン「知っておきたい遺言書のこと。無効にならないための書き方、残し方」を基に作成

ていることが通知される（遺言者があらかじめ希望した場合に限る）。

- ④家庭裁判所での検認手続が不要になるため、相続人等が速やかに遺言書の内容を実行できる。 など

法務省Webサイト
「自筆証書遺言書保管制度」
(令和7年2月1日現在)



遺言書を作成するときは 法定相続人の「遺留分」に注意

亡くなった人の財産を相続する権利のある人（相続人）の範囲は民法で定められており、そうした人のことを「法定相続人」といいます。法定相続人のうち配偶者や子等（直系卑属）、父母等（直系尊属）には、利益保護の観点から、遺言の内容にかかわらず最低限の相続分として定められた「遺留分」があります（兄弟姉妹に遺留分はありません）。遺留分の割合は法定相続分の2分の1（直系尊属のみが相続人の場合は法定相続分の3分の1）となり、相続人の態様によって相続財産に対する遺留分は異

なります。

遺留分の割合の例

相続人の態様	相続財産に対する各相続人の遺留分
配偶者のみ	1/2
配偶者と子1人	配偶者:1/4 子:1/4
子1人のみ	1/2
配偶者と親(直系尊属)	配偶者:1/3 親:1/6
親(直系尊属)のみ	1/3

相続人のうちの1人に「遺産のすべてを相続させる」など、遺留分を侵害しているような内容の遺言書の場合、遺言書それ自体が無効となるわけではありませんが、その他の相続人は遺留分の侵害額に相当する金銭を請求（遺留分侵害額請求）することができるため、注意が必要です。

例えば、「後継者に事業用の不動産等を残したい」など、誰かに特定の財産を残したいときは、遺留分に注意して、残す財産の内容を具体的に記載した遺言書を作成しておくことが有効です。

遺言書の作成にあたっては税務への影響もありますので、税理士にお声掛けください。

全企業が対象! 4月1日から「65歳までの雇用確保」が完全義務化

継続雇用を希望する従業員に対する「雇用確保措置」を義務づけた改正高年齢者雇用安定法の経過措置が、令和7年3月31日で終了します。それにより、令和7年4月1日以降は、原則として希望する全従業員に、65歳まで雇用確保することが全事業者の義務となります。



マツ/PixTA

4月から何が変わる? 「65歳までの雇用確保」の完全義務化

事業者は、以下の①～③のいずれかの措置をとって、65歳までの雇用を確保することが義務づけられます（「65歳定年制」が完全義務化されるわけではありません）。

①定年制の廃止

従業員の申し出があった場合や解雇の場合を除き、終身契約となる。雇用形態の変更（例：正社員から契約社員への転換）は原則不可。

②65歳までの定年引き上げ

従業員の申し出があった場合や解雇の場合を除き、65歳までの継続契約となる。①と同様、65歳までは雇用形態の変更は原則不可。

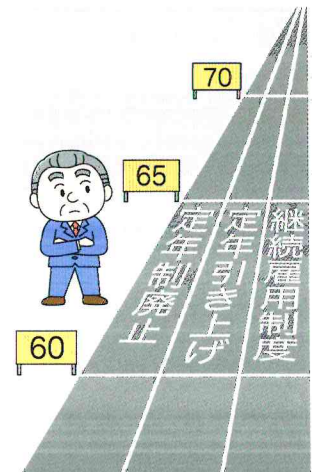
③希望者全員を対象とする、65歳までの継続雇用制度を導入

従業員から申し出があった場合、次のいずれかを適用。

- 定年（60歳以上）を迎えても退職させず、65歳まで継続契約する「勤務延長制度」。
※雇用形態の変更は原則なし。
- 定年を迎えた時点で一旦退職扱いとし、再び雇用する「再雇用制度」。
※退職を機に、契約社員等への雇用形態の変更等が可能。

①や②、③aの措置を実施する場合、シニア人材とそれ以外の従業員の双方に配慮した給与体系の設計が必要になります（③bを実施する場合は、賃金等勤務条件の見直し等が可能）。

厚生労働省Webサイト
「高年齢者雇用安定法Q&A」
(令和7年2月1日現在)



「高年齢雇用継続基本給付金」の給付率が縮小されます

高齢者が60歳以降も働き続けることを支援するための「高年齢雇用継続基本給付金」。雇用保険の被保険者期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の雇用保険の被保険者に対して、賃金額が60歳到達時の75%未満になった場合に、最高で賃金額の15%相当額が支給されます。

雇用保険法の改正に伴い、令和7年4月1日以降は、その給付率が15%から10%に縮小されます。給付金額を加味して賃金を設定している場合は、見直しをすることも必要になります。

厚生労働省Webサイト
「Q&A～高年齢雇用継続給付～」(令和7年2月1日現在)



【参考】「事務所通信 改正高年齢者雇用安定法特集号」(令和6年12月) 等

今月のことば

さあ がんばろうぜ! 「俺たちの明日」エレファントカシマシ

4人組ロックバンド、エレファントカシマシが2007年にリリースした「俺たちの明日」。ボーカル・ギターの宮本浩次が作詞・作曲を手掛け、当時41歳の同氏が、旧友や現在の仲間たちへ「一緒にがんばろうぜ」と語りかける内容。同バンドのレーベル移籍のタイミングとも相まって、新たなスタートを切る人たちがハエールを送るような曲ともなっている。4月は多くの人にとって始まりの季節でもある。さあ、新たな気持ちでがんばろう!

JASRAC 出 2500679-501